

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

R7 港政 徳島小松島港（沖洲外地区）他 徳・東沖洲1他 トイレUD化検討業務
特記仕様事項

1. 業務目的

本仕様書は、徳島小松島港（マリンピア北緑地、みなと公園（2）、中洲緑地、しおかぜ公園、あいさい球場（野球場）、あいさいスタジアム（多目的広場））に設置しているトイレ7棟について、ユニバーサルデザイン化に向けた現地調査、改築案の検討を行うものである。

2. 業務内容

2-1 設計計画

本業務の目的や各ガイドライン等（ユニバーサルデザインのガイドライン適合、関連法令・条例など）を十分に理解し、業務計画書を作成する。

2-2 資料収集整理

本業務遂行に当たり、検討に必要な既存資料を収集し整理する。

2-3 現地踏査

当該施設の整備状況、周辺状況（排水管、上下水道、浄化槽、電気等）および利用状況を把握するため、現地踏査を行う。

2-4 既設トイレ棟の図面作成

各既設トイレ棟における CAD 図面を作成する。現在の図面保有状況および本業務の対象範囲は以下の通りとする。

- ・ 県の図面の保有状況（計7棟）：紙図面あり5棟、図面なし2棟
- ・ 本業務の図面作成対象（計6棟）：紙図面あり4棟、図面なし2棟

2-5 トイレ棟の改築案検討

下記に示すユニバーサルデザイン化に必要な検討項目を満たす各トイレ棟の改築案を3案（増築、改築（立て直し）、改築（ユニット型））作成し、それぞれの概算事業費の算出を行い最適な案を決定する。

（検討項目）

- ・ オストメイト対応設備
- ・ トイレの洋式化
- ・ 照明灯のLED化
- ・ 出入り口幅は80cm以上設けること
- ・ 出入り口に戸を設ける場合にあっては、

車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること

- ・ 出入口には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと
- ・ 多機能便房を設置した旨を、
当該多機能便房のある便所の出入口付近にわかりやすい方法で表示すること
- ・ 洗面設備を設ける場合にあっては、
レバー式、光感知式等操作が容易な水洗器具を備えた洗面設備を1以上設けること
- ・ 多機能便座房の適切な位置に非常通報装置を設けること
- ・ 高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる水栓器具を設けた便房を1以上設けること

2-6 設計仕様書作成

設計業務の発注に必要な仕様書の作成及び図面枚数をとりまとめる

2-7 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時（1回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

2-8 報告書作成

業務の目的と仕様書を踏まえて、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。
提出する成果は次のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）